

小牧市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給制度

■介護保険住宅改修費支給対象者

- （１）介護保険法による小牧市の被保険者
- （２）住宅改修完了後、工事費支払日時点で要介護（要支援）認定を受けている方
- （３）住民票のある住所に現に居住されている方

■対象工事 ※要介護者等の心身の状況や住宅の状況等から必要と認めた場合に限り、対象となります。

① 手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に設置するもの
② 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するもの ※浴室、トイレ以外の床全体の床上げ工事の対象者は、車椅子使用者、全盲者及びそれらに準ずるものとする。 ※昇降機（据え置き式）は、福祉用具貸与の対象になります。
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室における畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室における床材の滑りにくいものへの変更、通路面における滑りにくい舗装材への変更等
④引き戸等への扉の取替え	扉全体の取替え（開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等への変更）、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等 ※自動ドアの場合、動力部分の設置は除く。
⑤洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洋式便器への取替え、既存の便器の位置や向きの変更 ※非水洗和式便器から水洗、簡易水洗に取り替える場合の水洗化工事部分は除く。
⑥その他 ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	① 手すりの取付けのための壁の下地補強 ② 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③ 床材の変更のための下地の補修、根太の補強、通路面の材料の変更のための路盤の整備 ④ 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤ 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化・簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

■支給対象の額

利用者の介護度に関わらず、介護保険対象工事の２０万円を限度として、負担割合証に記載された負担割合が利用者負担額となります。

<例>利用者負担１割で、介護保険対象工事金額が２５万円である場合

→ 保険給付 １８万円（２０万円の９割） 、 利用者負担額 ７万円（２５万円－１８万円）

【償還払い】

被保険者が費用全額を施工業者に支払い、後日被保険者（又は委任した振込名義人）に保険給付費が支給されます。

【受領委任払い制度】

被保険者が費用額のうち負担割合証に記載された負担割合に応じた額を施工業者に支払い、保険給付費は、被保険者から受領に関する委任を受けた施工業者（あらかじめ市へ登録されている事業者に限る）に、小牧市が直接支払います。

※下記の要件にあてはまる方は、受領委任払い制度をご利用いただけません

- ・要介護（要支援）認定の新規申請中の方
- ・転入等により、負担割合未確定の方
- ・介護保険法の規定による保険給付の制限を受けている方

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請の流れ

※要介護(要支援)認定(要介護1～5又は要支援1・2)を受けていない方は、要介護認定申請が必要です。

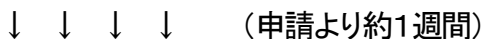
① 住宅改修について、**着工前に**ケアマネジャー等に相談する。



② 施工業者と打合せ、見積もりを行う。ケアマネジャーが工事内容を確認し、理由書を作成する。
※ケアマネジャーと契約していない方、助言・確認が必要な場合は、福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者に理由書の作成を依頼するか、見積書・平面図ができた状態で、リフォームヘルパーの派遣を小牧市に依頼する。



③ 小牧市に住宅改修費の「事前申請書」を提出する。
※必ず**着工前に**事前申請してください。許可が出る前に行った工事は、対象となりません。
小牧市は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうか確認します。(支給決定ではありません。)
【事前申請の提出書類】※申請者はすべて被保険者本人です。
○住宅改修費支給申請書(償還・受領委任払い)
○住宅の所有者の承諾書(住宅改修を行う住宅の所有者が当該利用者でない場合)
○住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャー、ケアマネジャーと契約していない方の場合は、福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者※1、またはリフォームヘルパーが作成)
※1 資格証明書の写しを提出してください。
○工事費見積書 ※図面作製費や申請代行費等工事と直接関わりのない経費は対象外です。
○住宅改修の完成予定の状態が確認できるもの
・施工前写真(申請日直前に撮影した日付入※2)・平面図・断面図(段差解消する場合)
※2 カメラの日付機能または黒板などを使用し、写真の中に日付を入れてください。
段差解消する場合は、物差し等を使用し、高さが分かるように撮影してください。



④ 審査後、被保険者へ**工事許可通知**が郵送される。



⑤ 許可通知が届いたら施工する。完成したら、施工業者に支払いを済ませる。



⑥ 小牧市に住宅改修費の「完了書」を提出する。
工事完了後、領収書等の費用の発生の事実がわかる書類等を、小牧市へ提出することにより、「**正式な支給申請**」が行われます。小牧市は、事前申請書類との確認及び工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合に、住宅改修費を支給します。
【事後申請の提出書類】※申請者はすべて被保険者本人です。
○住宅改修完了書(償還・受領委任払い)(④の工事許可通知に同封します。)
○住宅改修に要した費用に係る領収書(原本・被保険者名義・許可通知日以降の日付のもの)
※窓口で確認後、返却します。
○工事費内訳書(工事完了後に作成したもの)
○工事完了後の状態が確認できるもの(施工後写真(撮影した日付入※2))



⑦ 審査後、支給決定となった場合、支給決定通知が届き、指定口座へ振込まれる。
(受領委任払いの場合は施工業者へ振込み)

問い合わせ先 : 小牧市役所 介護保険課 給付指導係 (0568) 76-1153